

特別の法律により設立される民間法人の運営に関する指導監督基準に基づく指導監督状況 (令和5年度)

法人名	日本水先人会連合会	根拠法令名	水先法	(平成19年4月3日民間法人化)	
1. 法人の概要	業務の概要				
	水先人会の会員（水先人）の品位を保持し、水先業務の適正かつ円滑な遂行に資するため、水先人会及び水先人の指導、連絡及び監督に関する事務を行う。				
	役・職員数	理事長等	理事	監事	職員
	常勤	1人	2人	1人	10人
	非常勤	2人	21人	2人	0人
2. 事業 (1) 運営費、補助金等		令和5年度(A)	令和4年度(B)	令和4年度比又は令和4年度差(A/B, A-B)	補助金等割合の低減化措置の取組の状況（取組を行っていない場合、補助金等割合が低下していない場合、その理由）
	総収入額	15.9 億円	15.6 億円	0.3 億円	① 補助事業の段階的廃止
	補助金等収入額 (①)	- 億円	- 億円	-	
	事業による自己収入額 (②)	15.9 億円	15.6 億円	0.3 億円	② 自主事業による自己収入の拡大等
	①/②×100 (%)	- %	- %	-	
	経常的運営費用 (③)	1.7 億円	1.5 億円	0.2 億円	③ その他
	①/③×100 (%)	- %	- %	-	
(2), (3) 制度的独占の事務・事業	制度的独占となる事務・事業の有無	(有・無)		有	
	制度的独占となる事務・事業を行っている場合、その事務・事業名及び理由	(事務・事業名) 水先法に基づく水先人会及び水先人に対する指導、連絡及び監督 (理由) 当該事務は、水先人会の会員の品位を保持し、水先業務の適正かつ円滑な遂行に資するものであり、水先法第55条第2項の規定により実施するものであるため。			
	制度的独占となる事務・事業を行っている場合、当該事務・事業が法人の従たる事務・事業にとどまっている理由	(理由) 該当無し（上記事務は、会員の費用負担によって会員を対象に行う共益的な事務であり、当該事務の運営は会員による統制が確保されている。）			
	制度的独占となる事務・事業を行っている場合、法人の事務・事業全体が実態上独占とならないための所定の是正措置の有無、内容（行っていない場合はその理由）	(有・無) 無 (内容) 該当無し（上記事務は、会員の費用負担によって会員を対象に行う共益的な事務であり、当該事務の運営は会員による統制が確保されている。）			
	制度的独占となる事務・事業を行っている場合、独占の弊害克服措置の有無、内容（行っていない場合はその理由）	(有・無) 無 (内容) 無			
	制度的には独占となっていない事務・事業でも、実態上独占となっている場合、その内容	(内容) 無			
	制度的には独占となっていない事務・事業でも、実態上独占となっている場合、独占の弊害を生まないための是正措置の有無、内容（行っていない場合はその理由）	(有・無) 無 (内容) 無			
(4) 手数料等の徴収	手数料等の対価の徴収の有無	無		手数料等対価の額、算定根拠のインターネットでの公表の有無	無
	名称（法令等に基づく検定等には※）	対価の額		算定根拠（法令等に基づく検定等については決定方法を付記）	
	—	—	円	(決定者)	—
	—	—	円	(決定方法)	—
	—	—	円		—
	—	—	円		—
対価を徴収する事務・事業の区分経理の有無	無		収支状況のインターネットでの公表の有無	無	
対価を伴う自主事業の有無	無		法人における純利益額	— 円	
(5) 検査等の事務事業	法令等に基づく検査等の基準の内容				規定方法
(6) 外注の有無	本来予定されている事務・事業の外注外注しなければならない理由	無		法人の外注金額	— 円
	外注先選定に当たり、透明性を確保する仕組みの有無と内容	(有・無) 無 (内容) 無			
	(7) 事務・事業の公正性の担保措置	事務・事業の公正性担保のための措置の有無と内容（なければその理由）	(有・無) 有 (内容) 内部決裁、総会・理事会・常任理事会の決議、国土交通省への報告、国土交通省の認可		
役員に対し、公正性を担保する上で必要と認められる職務規程等の有無と内容（なければその理由）		(有・無) 有 (内容) 役員は、正当な理由がある場合でなければ、職務上知ることのできる会員及び水先人に関する秘密を他に漏らしてはならない。役員を退任した後も同様とする（会則第12条）。職員は、業務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。本会を退職した後も同様とする（職員就業規程第6条第1項）。職員は、本会の役員、職員及びその他関係者の個人情報等を正当な理由なく開示したり、利用目的を超えて取扱い、又は漏らしてはならない（職員就業規程第6条第2項）。			

3. 機関 (1) 役員 (除 監査役員)	役員選任規程の有無	有		左の規程がない場合、その理由	—	
	役員の定数	会長 1人 副会長 3人以上 理事 18人以上 27人以内	人	上限と下限の幅がある場合はその幅	会長 1人 副会長 3人以上 理事 18人以上27人以内	
	役員の選任は公正かつ自主的な方法によって行われているか	会則に基づき、総会において選任している。				
	役員任期	2年	2年以外の任期としている場合、その年数、理由	(年数)	—	年
	在任年齢に関する規定の有無	有	規定の内容	原則65歳。ただし、水先人である役員については72歳(任期中に当該年齢に達した場合にはその任期満了まで。)		
	役職名	氏名	当初就任年月日	前職	前々職	常勤・非常勤
	会長	片岡 徹	令和5年6月26日	現職：大阪湾水先区水先人	(株) 商船三井	常勤
	副会長	望月 誠	令和5年6月26日	現職：大阪湾水先区水先人	(株) 商船三井	非常勤
	理事	高尾 幸徳	令和5年6月26日	現職：伊勢三河湾水先区水先人	日本郵船 (株)	非常勤
	"	石丸 初男	令和3年6月24日	現職：苫小牧水先区水先人	日本郵船 (株)	非常勤
"	市村 孝夫	令和5年6月26日	現職：仙台湾水先区水先人	JX日鉱石タンカー (株)	非常勤	
"	足立 和也	令和5年6月26日	現職：東京湾水先区水先人	(株) 商船三井	非常勤	
"	佐藤 謙二	令和4年6月24日	現職：東京湾水先区水先人	(株) 商船三井	非常勤	
"	黒田 富治	令和4年6月24日	現職：東京湾水先区水先人	日本郵船 (株)	非常勤	
"	恩田 裕治	令和5年6月26日	現職：東京湾水先区水先人	日本郵船 (株)	非常勤	
"	赤松 健康	令和4年7月27日	現職：東京湾水先区水先人	日本郵船 (株)	非常勤	
"	横田 慎一郎	令和3年6月24日	現職：伊勢三河湾水先区水先人	MOL SHIP MANAGEMENT (株)	非常勤	
"	浅井 壽	令和4年6月24日	現職：伊勢三河湾水先区水先人	日本郵船 (株)	非常勤	
"	間瀬 雅浩	令和5年6月26日	現職：伊勢三河湾水先区水先人	第一中央汽船	非常勤	
"	大石 真治	令和5年6月26日	現職：大阪湾水先区水先人	共栄タンカー (株)	非常勤	
"	井筒 毅	令和5年6月26日	現職：大阪湾水先区水先人	日本郵船 (株)	非常勤	
"	高垣 政治	令和6年3月26日	現職：大阪湾水先区水先人	日本郵船 (株)	非常勤	
"	日比野雅彦	令和5年6月26日	現職：清水水先区水先人	(株) 商船三井	非常勤	
"	末岡 民行	令和5年6月26日	現職：内海水先区水先人	出光タンカー	非常勤	
"	木下 健	令和4年6月24日	現職：内海水先区水先人	(株) 商船三井	非常勤	
"	杉本 満	令和5年6月26日	現職：内海水先区水先人	新日本石油タンカー	非常勤	
"	北田 正昭	令和5年6月26日	現職：内海水先区水先人	(株) 商船三井	非常勤	
"	前原 武人	令和4年6月24日	現職：関門水先区水先人	MOL SHIP MANAGEMENT (株)	非常勤	
"	峯 寛	令和5年6月26日	現職：佐世保水先区水先人	日鉄海運	非常勤	
"	森脇啓治郎	令和4年6月24日	現職：境水先区水先人	乾汽船 (株)	非常勤	
専務理事	阪本 敏章	令和2年7月1日	北海道運輸局長	独立行政法人海技教育機構 理事	非常勤	
常務理事	吉野 高広	平成30年6月22日	日本水先人会連合会事務局長	日本水先人会連合会事務局業務部長	非常勤	
特定企業関係者、所管官庁出身者が1/3超の場合、その比率及び理由	(比率) — %		(比率) 92 %			
(理由) —	(理由) 日本水先人会連合会は水先人会及び水先人に関する公益的業務を行う法人であり、役員の大半は水先人を会員とする水先人会より選出されるため。					
役員報酬の支給基準の有無	有	一般への閲覧提供の有無	有	インターネットによる公表の有無	有	
役員報酬の支給基準の内容			役員報酬の決定方法			
報酬月額	会 長：1,270,000円 専務理事：1,070,000円 常務理事：980,000円	会則及び規程に基づき支給している。				
役員会規程の有無	役員会の成立要件		役員会における議決要件			
有	構成員の過半数の出席により成立する。		出席した構成員の過半数で決する。ただし、可否同数の場合には、議長が決する。			
(2) 監査役員	監査役員選任規程の有無	有		選任規程がない場合、その理由	—	
	監査役員の選任は公正かつ自主的な方法によって行われているか	会則及び規程に基づき実施している。				
	関係府省以外の者及び外部の者を登用していない場合、その理由			—		
	監査役員が理事を兼ねている場合、その理由			—		
	監査役員任期	2年	2年以外の任期としている場合、その年数、理由	(年数)	—	年
	在任年齢に関する規定の有無	有	規定の内容	原則65歳。ただし、水先人である役員については72歳(任期中に当該年齢に達した場合にはその任期満了まで。)		
	役職名	氏名	当初就任年月日	前職	前々職	常勤・非常勤
	監事	梶山 秀行	令和5年6月26日	現職：東京湾水先区水先人	JX日鉱石タンカー (株)	非常勤
	"	杉田 喜造	平成27年6月24日	税理士	木更津税務署長	非常勤
	"	小室 充弘	令和3年7月1日	三井住友海上火災保険 (株) 顧問	軽自動車検査協会 監事	非常勤
監査役員報酬の支給基準の有無	有	一般への閲覧提供の有無	有	インターネットによる公表の有無	有	
監査役員報酬の支給基準の内容			監査役員報酬の決定方法			
報酬月額	監事：910,000円		会則及び規程に基づき支給する。			

(3) 社団的格の法人の総会等	総会等の成立要件の有無と内容		総会等における議決要件の有無と内容		
	(有・無)	有	(有・無)	有	
	(内容)	総会における議決権の過半数を占めることとなる会員の出席により成立する。	(内容)	総会の議決は、出席した会員の議決権の過半数で決する。ただし、可否同数の場合には、議長が決する。	
法人の構成員が多数又は全国に散在している場合における、構成員の意思反映確保の措置の有無と内容（ない場合は、その理由）					
(有・無)		有			
(内容)		・総会に出席できない会員は、あらかじめ書面により総会の議案についての議決権の行使を委任することができる。 ・この場合において、議決権の行使を委任した会員は、総会に出席したもののみならず、総会における会員の議決権は、会員ごとにその水先区の水先人の数と同数とし、あらかじめ定めた各会員の代表者がこれを使用する。			
(4) 評議員会等	評議員会等における業務実績評価の実施状況		評議員会等の構成員の公正な選任の有無、内容		
	事業評価委員会を設置（平成25年度第2回総会議決（平成26年3月24日））し、平成26年度以降、事業評価委員会を開催し、外部委員による事業評価を毎年度実施している。		(有・無)	有	
			(内容)	事業評価委員会は、水先人以外の有識者5人以上をもって構成し、互選により委員長を選任する。（会則第63条の3）	
	評議員会等の構成員の役員兼任の有無	無	役員を兼ねている場合、その構成比率（兼務の役員数／評議員会等の構成員数×100）	—	%
	評議員会等の構成員が役員を兼任している場合、その理由	—			
	評議員選任規程の有無	有	左の規程がない場合、その理由	—	
	評議員定数	5人以内	上限と下限の幅がある場合はその幅	5人以内	
	評議員任期	2年	2年以外の任期としている場合、その年数、理由	(年数)	— 年
	在任年齢に関する規定の有無	有	規定の内容	(理由)	—
	特定の企業又は所管する官庁の出身者及び同一の業界関係者が1/2超の場合、その比率と理由				
	(比率)	— %			
	(理由)	—			
評議員会規程の有無	評議員会の成立要件		評議員会における議決要件		
有	事業評価委員会は、構成員の2分の1以上が出席しなければ、開くことができない。（会則施行規則54条の3第2項）		事業評価委員会の審議において議決を要する事項は、出席した委員の過半数で決する。ただし、可否同数の場合には委員長が決する。（会則施行規則54条の4第3項）		
4. 財務及び会計 (1) 会計基準の適用 (2) 余裕金の運用	企業会計原則の適用の有無	無	その他法人の特性に応じ適用している一般的かつ標準的な会計基準名	公益法人会計基準	
	余裕金（財産）の額及び具体的な運用方法	(余裕金の額) 1,462,647,213 (運用方法) 国債で運用	円		
	(3) 長期借入金	長期借入金の有無	無	長期借入金の返済計画の有無	無
(4) 引当金・特別法上の引当金	引当金・特別法上の引当金等の額	引当金・特別法上の引当金等の明細及び増減状況の公表の有無（公表していない場合その理由）			
	退職給付引当金：141,382,200 被災水先区支援基金積立金：850,001,217	円	(有無)	有	
			(理由)	—	
(5) 公認会計士監査	取次決算額	15.5 億円	取次決算額が50億円以上の法人における公認会計士監査の実施の有無	無	
	公認会計士監査を実施していない場合、その理由				
5. 株式の保有等 (1) 基金拠出又は出資 (2) 事業報告書への記載状況	公益法人、株式会社等への基金拠出の有無	無	公益法人、株式会社等への出資の有無	無	
	法定の資金供給業務として行う場合の基金拠出等の有無	無	財産の管理運用として行う場合の基金拠出等の有無	無	
	事業報告書への記載内容（未記載の場合その理由）	間接出資を含め法人による出資比率・議決権比率が20%以上のもの		法人の委託先で、当該法人からの収入の割合が2/3以上となっているもの	
	名称	—			
	所在地	—			
	資本金	—			
	事業内容	—			
	役員の内訳	—			
	従業員数	—			
	持ち株比率	—			
法人との関係	—				
6. 情報公開 (1) 法人における業務及び財務等に関する公表	法人における業務及び財務等に関する資料の5年間の備え付けの有無		同資料の一般の閲覧の有無	同資料のインターネットによる公表の有無	公表していない場合その理由
	定款	有	有	有	—
	役員名簿	有	有	有	—
	組合員名簿	有	有	有	—
	事業報告書・附属説明書類	有	有	有	—
	損益計算書又は収支計算書	有	有	有	—
	貸借対照表	有	有	有	—
	法律上作成が義務付けられている財産目録及び決算報告書	有	有	有	—
	監事の意見書	有	有	有	—
	事業計画書	有	有	有	—
	収支計算書	有	有	有	—

(2) 所管官庁における業務及び財務等に関する公表		所管官庁における所管法人の業務及び財務等に関する資料の備え付けの有無	無い場合、その理由	閲覧の有無	閲覧させていない場合、その理由
	定款	有	—	有	—
	役員名簿	有	—	有	—
	組合員等名簿	有	—	有	—
	事業報告書・附属説明書類	有	—	有	—
	損益計算書又は収支計算書	有	—	有	—
	貸借対照表	有	—	有	—
	法律上作成が義務付けられている財産目録及び決算報告書	有	—	有	—
	監事の意見書	有	—	有	—
	事業計画書	有	—	有	—
	収支予算書	有	—	有	—
		所管官庁における所管法人に関する事項のインターネットによる公表の有無	公表していない場合その理由	所管法人のホームページへの簡便なアクセスを可能とする措置の有無	無い場合、その理由(一部のみ実施の場合も含む)
	名称	有	—	有	—
	所管する部局(担当局担当課等)の名称	有	—	有	—
	主たる事務所の所在地及び電話番号	有	—	有	—
	設立年月日	有	—	有	—
	代表者の職名及び氏名	有	—	有	—
	主な目的及び事業	有	—	有	—
(3) 所管官庁におけるホームページ掲載		最新の業務及び財務等に関する資料		有	
		制度的又は実態的に顕著となっている事務・事業を行っている法人について、当該事務・事業の内容及び根拠法令		有	
		補助金等の交付を受けている法人について、当該補助金等の名称及び金額、交付対象事業の内容及び補助金等全体の金額及び年間収入に対する割合		無	
(4) 退職公務員等の状況の公表		役員に就いている退職公務員の状況についての公表の有無		有	
		公表している主な項目		公表していない場合、その理由	
		役員に就いている退職公務員の退職時役職		—	
		子会社及び一定規模以上の委託先の役員に就いている退職公務員及び当該法人の退職者の状況についての公表の有無		無	
		公表している主な項目		公表していない場合、その理由	子会社及び一定規模以上の委託先が存在しないため。
7. 基準の運用に当たって所管府省に求められる措置等		基準に基づく指導監督の実施の有無		有	
(1) 指導監督の実績等		指導監督の実績及びその主な内容		—	
		指導監督の状況及び指導監督結果の公表の有無		有	
		基準7(1)のただし書き該当法人に対する法人の特性を踏まえた適切な指導監督の実施の有無		無	
		指導監督の実績及びその内容		—	
		基準7(1)のただし書き該当法人に対する法人の特性を踏まえた指導監督の状況及び結果の公表の有無		無	
(2) 所管法人の事務事業の見直し		所管官庁による法人の事務・事業の見直しの有無		有	無い場合、その理由
		当該見直し結果の公表の有無		有	無い場合、その理由
		法令の規定に基づく検査関連制度について、事業者による自己確認への移行の可能性についての検討の有無		無	当法人は法令の規定に基づいて検査、認定、資格付与等の事務事業を行っていないため。
		政策評価を活用しつつ、3～5年を目途に定期的、全般的な見直し		有	
		事務・事業自体の必要性		有	
		事務・事業を当該法人に行わせることの必要性(特に事務・事業の一部を外注している場合、その事務・事業をなぜ当該法人が行わなければならないか)		有	
		法人が制度的に独占となる事務・事業を行っている場合、制度的独占の継続の必要性		有	
		法令の規程に基づく検査関連制度の場合、手続の簡素化、事業者による自己確認への移行の可能性		無	
		その他		無	
指導監督上補足すべき事項(指導監督基準の例外としている事項及びその理由等)					
—					
—					